

# 保育所への入所児童を募集

平成20年度の保育所入所児童を募集します。

入所を希望される場合は、入所申込書の提出が必要となりますので、受付期間内に申し込んでください。

現在保育所に入所されている方についても、再度申し込みが必要になります。(現在入所されている方については、保育所を通して申込書を配布します)

## 入所対象児童

- 保育所に入所できる対象児童は、長島町内に住所があり、両親および同居の家族全員が次のいずれかに該当し、家庭で保育ができない0歳から小学校入学前の児童です。
- 1、家庭外労働  
居宅外で勤務している
  - 2、居宅内で家事以外の仕事についている
  - 3、母親が出産の前後である  
(前後2カ月)
  - 4、疾病・障害等  
疾病等による入院・通院、

または障害を有している

## 5、親族等の介護

長期にわたる病氣・障害等でその介護に当たっている

## 6、災害等

火災やその他災害の復旧に当たっている

## 7、その他

その他町長が保育に欠けると認めたとき

※集団生活を身につける、他の子に手がかる等は、入所申請の理由になりません。

## 受付期間

平成20年1月7日(月)～

平成20年1月31日(水)

※募集期間を過ぎて申し込みをした場合、入所できないことがあります。

※各保育所の保育士数、入所定員等の関係で入所できない場合や第1希望以外の保育所への入所となる場合があります。

## 入所定員

- 川床保育園45人・まこと保育園60人・東保育園90人・平尾保育園60人・本浦保育園45

人・指江保育園45人・伊唐保育園30人

※その他町外の保育所についても受け付けます。

## 提出書類

- 1、保育所入所申込書
- 2、家庭状況の申立書
- 3、誓約書
- 4、保育できないことを証明するもの

就労証明書(就労者)  
母子手帳(出産前後)  
診断書(疾病・介護等)

5、保育料算定に必要な書類  
(両親分が必要)

## ①平成19年分源泉徴収票

または確定申告の写し

②平成19年度町民税課税証明書(平成19年1月1日、長島町外に居住した方)

※児童が祖父母等の扶養に入っている場合は祖父母等の①、②も必要

## 申込書配布場所および提出先

町民福祉課・総合管理課

TEL 0996-86-1111

内線 1117

## 平成20年度保育料の基準額

国の保育料基準額の改正などにより、平成20年4月分からの保育料が次のとおり改正されます。

階層区分	定 義	国基準額		長島町基準額						
		3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上					
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0					
第2階層	第1、第4～7階層を除き、前年度分の町民税額が次の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯	9,000	6,000	4,950	3,300				
第3階層		町民税課税世帯	19,500	16,500	10,720	9,070				
第4階層	40,000円未満	30,000	27,000	16,500	14,850					
第5階層						40,000円以上 80,000円未満	44,500	41,500	20,480	18,830
第6階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その税額が次の区分に該当する世帯	44,500	41,500	24,470	22,820					
第7階層						80,000円以上 103,000円未満	61,000	58,000	29,010	27,360
第8階層						103,000円以上 200,000円未満				
第9階層	200,000円以上 403,000円未満	61,000	58,000	33,550	31,900					
	403,000円以上	80,000	77,000	44,000	42,350					

※国基準額と長島町基準額の差額については、町が補助することにより、保護者負担の軽減を図っています。